

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年10月7日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	各課への問合せファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	企画財政部秘書広報課	
個人情報ファイルの利用 目的	市ホームページ内から各部署へ問合せるために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 連絡先	
記録範囲	市ホームページを介した各部署への問合せを行った者	
記録情報の収集方法	個人情報に係る本人からの申出	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称) (1)企画財政部秘書広報課 (2)総務部文書法制課	
	(所在地) (1)武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2)武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）	☐ 左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第21条第7項）。
	☐ マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
記録情報に条例要配慮個	—	

人情報が含まれているときはその旨	
備 考	—

(日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年10月7日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	市政クイズ応募者ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	企画財政部秘書広報課	
個人情報ファイルの利用 目的	市政クイズに応募をされた方が当選した際に景品を贈るため	
記録項目	1氏名、2住所、3年齢	
記録範囲	市政クイズの応募者	
記録情報の収集方法	個人情報に係る本人からの申出	
要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称) (1)企画財政部秘書広報課 (2)総務部文書法制課	
	(所在地) (1)武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2)武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関する 他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）	☐ 左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第21条第7項）。
	☐ マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
記録情報に条例要配慮個	—	

人情報が含まれているときはその旨	
備 考	—

(日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年10月7日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	特別職略歴台帳ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	企画財政部秘書広報課	
個人情報ファイルの利用 目的	叙勲等表彰対象者調査等の参考資料とするため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 公職名、4 任期、5 生年月日、6 職業	
記録範囲	法律、条例等により秘書広報課で起案し、委嘱、選任、任命等 された特別職等	
記録情報の収集方法	(1) 個人情報に係る本人からの届出 (2) 主管課からの提供	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称) (1) 企画財政部秘書広報課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☐ 電算処理ファイル（法第 60条第2項第1号）	☐ 左記の範囲内のマニユア ル処理ファイルが存在す る（政令第21条第7 項）。
	☒ マニユアル処理ファイル （法第60条第2項第2 号）	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

(日本産業規格 A 列 4 番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和6年4月20日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	自転車ヘルメット着用推進補助金申請者名簿ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	総務部防災安全課	
個人情報ファイルの利用 目的	自転車ヘルメット着用推進補助金申請者の市税等の納付 状況の調査、補助金交付決定通知書の送付、指定口座への補助 金の振込みのために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 生年月日、5 続柄、6 市税等（市 民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税） の滞納状況、7 金融機関口座	
記録範囲	申請者及びその世帯員	
記録情報の収集方法	個人情報に係る本人又はその世帯員からの申請	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称) (1) 総務部防災安全課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第 60条第2項第1号）	☒ 左記の範囲内のマニユア ル処理ファイルが存在す る（政令第21条第7 項）。
	☐ マニユアル処理ファイル （法第60条第2項第2	

	号)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格 A 列 4 番)

個人情報ファイル簿

	作 成 日	令和 4 年 9 月 3 0 日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	住民基本台帳ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	(1) 市民部市民課 (2) 市民部市民課（出張所）	
個人情報ファイルの利用 目的	住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他武蔵村山市において実施する住民に関する事務処理の基礎とするために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日、5 国籍・地域、6 本籍、7 続柄、8 婚姻、9 親族関係、10 世帯主、11 印影、12 消除年月日、13 整理番号、14 世帯番号、15 住民票コード、16 在留資格・期間、17 在留カードの番号、18 特別永住者証明書の番号、19 個人番号、20 顔写真、21 本人確認に関する事項	
記録範囲	武蔵村山市内に住所を有する者及び有していた者 ※ 住民基本台帳に記録された者で、転出等の事由により住民票が消除された者を含む。	
記録情報の収集方法	(1) 個人情報に係る本人からの届出 (2) 他の自治体からの通知（根拠規定：住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 9 条第 1 項及び第 2 項等）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	(1) 武蔵村山市選挙管理委員会（選挙人名簿の作成のため） (2) 武蔵村山市教育委員会（学齢簿の作成のため） (3) 他の地方自治体の長及び行政委員会の長（公用請求による照会への回答） (4) 住民基本台帳法第 3 0 条の 6 に規定する都道府県知事	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) (1) 市民部市民課 (2) 市民部市民課（出張所） (3) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1 (2) 東京都武蔵村山市緑が丘 1 4 6 0 番地 1 1 0 4 号棟 1 階	

	(3) 東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	記録項目の内容については、住民基本台帳法第 14 条第 2 項の規定に基づく申出が可能	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第 60 条第 2 項第 1 号）	☒ 左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第 21 条第 7 項）。
	☐ マニュアル処理ファイル（法第 60 条第 2 項第 2 号）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格 A 列 4 番)

個人情報ファイル簿

	作 成 日	令和4年9月30日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	印鑑登録原票ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	(1) 市民部市民課 (2) 市民部市民課（出張所）	
個人情報ファイルの利用 目的	武蔵村山市印鑑条例（昭和53年武蔵村山市条例第15号） に基づき登録された印鑑の登録及び証明書発行	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日、5 印影、6 印鑑登録番号、 7 登録、廃止、登録証交付の日	
記録範囲	印鑑登録の申請をした者（武蔵村山市内に住所を有する者（15歳未満の者、意思能力を有しない者を除く。））	
記録情報の収集方法	本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称) (1) 市民部市民課 (2) 市民部市民課（出張所） (3) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1104号棟1階 (3) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第 60条第2項第1号）	☒ 左記の範囲内のマニユアル 処理ファイルが存在す る（政令第21条第7 項）。
	☐ マニユアル処理ファイル	

	(法第60条第2項第2号)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年9月30日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	支援措置者ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	ストーカー行為等、ドメスティック・バイオレンス、児童虐待その他これらに準ずる行為の被害者を支援すること。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日、5 国籍、6 本籍、7 続柄、8 婚姻、9 電話番号、10 家族構成	
記録範囲	支援措置の申出者、支援措置を求める者及び加害者	
記録情報の収集方法	(1) 本人からの申出 (2) 他の自治体からの通知（本人事前同意）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) (1) 市民部市民課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	記録項目の内容については、住民基本台帳法第14条第2項の規定に基づく申出が可能	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）	☒ 左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第21条第7項）。
	☐ マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

(日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年9月22日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	戸籍ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	(1) 市民部市民課 (2) 市民部市民課（出張所）	
個人情報ファイルの利用目的	本籍人、非本籍人及び除籍者等の届出、身分事項に関する公証、記録管理、届書の記載事項証明書の発行のため。	
記録項目	1 本籍、2 氏名、3 生年月日、4 性別、5 住所、6 父母の氏名及び続柄、7 婚姻等の身分事項、8 国籍（外国籍の場合）、9 戸籍の編製、除籍及び消除に関する事項	
記録範囲	武蔵村山市内に本籍を有する者、有していた者及び武蔵村山市に届出をした者	
記録情報の収集方法	(1) 個人情報に係る本人又は届出人からの届出 (2) 他の自治体からの届書の送付（根拠規定：戸籍法施行規則（昭和22年省令第94号）第25条及び第26条）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	(1) 地方自治体の長及び行政委員会の長（公用請求による照会への回答） (2) 警察署の長（公用請求による照会への回答）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) (1) 市民部市民課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	記録項目の内容については、戸籍法（昭和22年法律第224号）第113条から第116条第1項までの規定に基づく申請、第116条第2項の規定に基づく請求が可能	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	■ 電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）	■ 左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在す

		る（政令第 2 1 条第 7 項）。
	マニュアル処理ファイル ☐ （法第 6 0 条第 2 項第 2 号）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

（日本産業規格 A 列 4 番）

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年9月22日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	死亡届出人ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	(1) 市民部市民課 (2) 市民部市民課（出張所）	
個人情報ファイルの利用 目的	死亡届に伴い発行した埋葬及び火葬の許可証の管理のため。	
記録項目	1 住所、2 氏名、3 続柄、4 届出人種別	
記録範囲	届出人	
記録情報の収集方法	届出人からの届出	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称) (1) 市民部市民課 (2) 市民部市民課（出張所） (3) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1104号棟1階 (3) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第 60条第2項第1号）	☒ 左記の範囲内のマニユアル 処理ファイルが存在す る（政令第21条第7 項）。
	☐ マニユアル処理ファイル （法第60条第2項第2 号）	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

(日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年9月22日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	人口動態調査ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	(1) 市民部市民課 (2) 市民部市民課（出張所）	
個人情報ファイルの利用 目的	婚姻、離婚、出生、死亡及び死産の5種類の届出に関して、 地域保健活動及び厚生労働行政の統計事務に必要なとされる事 項について、保健所に報告するため。	
記録項目	（婚姻票）1 氏名、2 生年月日、3 住所、4 国籍、5 婚姻後の夫 婦の氏、6 同居開始時期、7 初婚・再婚の別、8 職業区分 （離婚票）1 本籍（国籍）、2 氏名、3 生年月日、4 住所、5 離 婚の種別、6 未成年子の数、7 同居期間、8 別居前の住所、9 職 業区分 （出生票）1 氏名、2 嫡出・非嫡出の別、3 性別、4 出生日時、 5 出生地、6 父母の氏名、生年月日及び国籍、7 同居開始時期、 8 職業区分、9 生まれたところの種別及び施設名称、10 妊娠週 数等出産に関すること （死産票）1 父母の氏名、国籍及び年齢、2 性別、3 嫡出・非 嫡出の別、4 死産日時、5 母の住所、6 職業区分、7 妊娠週数 等出産に関すること	
記録範囲	婚姻、離婚、出生、死亡及び死産の届出について、武蔵村山 市に届出をした者	
記録情報の収集方法	個人情報に係る本人又は届出人からの届出	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	多摩立川保健所（統計表の取りまとめのため。なお、保健所を 経由し厚生労働省へ報告される。）	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称） (1) 市民部市民課 (2) 総務部文書法制課	
	（所在地） (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）	☒ 左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第21条第7項）。
	☐ マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年9月22日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	成年後見人名簿及び破産者名簿ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市民部市民課	
個人情報ファイルの利用 目的	各種資格等の取得に関し、制限を加えるため。	
記録項目	1 本籍、2 氏名、3 生年月日、4 性別、5 父母の氏名及び続柄、 6 住所、7 成年後見（禁治産、準禁治産、被後見及び被保佐を 含む。）、8 破産	
記録範囲	武蔵村山市内に本籍を有する者	
記録情報の収集方法	(1) 登記所からの通知（後見登記等に関する省令（平成12年 省令第2号）第13条） (2) 本籍転属による他の自治体からの通知の送付	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称) (1) 市民部市民課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第 60条第2項第1号）	☒ 左記の範囲内のマニユア ル処理ファイルが存在す る（政令第21条第7 項）。
	☐ マニユアル処理ファイル	

	(法第 6 0 条第 2 項第 2 号)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格 A 列 4 番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年9月22日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	犯罪人名簿ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	各種資格等の取得に関し、制限を加えるため。	
記録項目	1 本籍、2 氏名、3 生年月日、4 住所、5 罪名、6 刑名、7 刑期、8 金額、9 裁判区分及び確定日、10 裁判所名	
記録範囲	武蔵村山市内に本籍を有する者	
記録情報の収集方法	(1) 地方検察庁からの通知（犯歴事務規程第3条第4項、第7条第4項） (2) 本籍転属による他の自治体からの通知の送付（犯歴事務規程第11条）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	都道府県知事、地方自治体の長及び行政委員会の長（公用請求による照会への回答）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） (1) 市民部市民課 (2) 総務部文書法制課	
	（所在地） (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	■ 電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）	■ 左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第21条第7項）。

	マニュアル処理ファイル ☐ (法第60条第2項第2号)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年10月6日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	国民健康保険資格・賦課・給付ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市民部保険年金課	
個人情報ファイルの利用 目的	国民健康保険の資格、賦課、給付において実施する事務処理 の基礎とするために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日、5 国籍、6 本籍、7 収入、 8 滞納状況、9 被保険者番号、10 資格情報、11 賦課情報、12 給付情報、13 個人番号、14 口座情報、15 病歴	
記録範囲	武蔵村山市内に住所を有する者及び有していた者	
記録情報の収集方法	(1) 個人情報に係る本人からの届出 (2) 他の自治体等への照会（根拠規定：地方税法第20条の1 1及び国民健康保険法第113条の2） (3) 住民基本台帳との連携によるもの	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	(1) 他の地方自治体の長（公用請求による照会への回答） (2) 被保険者（資格状況を確認するため） (3) 医療機関（資格状況を確認するため）	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称) (1) 市民部保険年金課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第 60条第2項第1号）	☐ 左記の範囲内のマニユ アル処理ファイルが存在す

		る（政令第21条第7項）。
	マニュアル処理ファイル ☐ （法第60条第2項第2号）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年10月5日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療 資格・賦課ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市民部保険年金課	
個人情報ファイルの利用 目的	後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療保険の 資格得喪・賦課徴収に係る事務処理の基礎データとするため	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日、5 資格情報、6 賦課情報、 7 収納情報 8 被保険者番号、9 個人番号	
記録範囲	(1) 市内に住所を有する後期高齢者医療被保険者（75歳以 上の者及び65歳以上で障害認定を受けた者。以下「被保険 者」という。） (2) 市外に住所を有する被保険者であって、高齢者の医療の 確保に関する法律第55条第1項又は第2項に規定する他 の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険 者（住所地特例者）である者	
記録情報の収集方法	(1) 個人情報に係る本人からの届出 (2) 他の市町村への照会（地方税法第20条の11） (3) 都広域連合からの提供（高確法第138条第3項）	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	(1) 被保険者（資格状況を確認するため） (2) 医療機関（資格状況を確認するため）	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称) (1) 市民部保険年金課 (2) 市民部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	

個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）	☐ 左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第21条第7項）。
	☐ マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年10月5日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	国民年金 資格ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市民部保険年金課	
個人情報ファイルの利用 目的	国民年金の資格得喪・免除申請等に係る事務処理の基礎デ ータとして利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日、5 資格情報、6 基礎年金 番号、7 個人番号	
記録範囲	国民年金法第7条第1項に規定する国民年金の被保険者（第 2号被保険者を除く。）	
記録情報の収集方法	個人情報に係る本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	(1) 被保険者（資格状況を確認するため） (2) 厚生労働大臣（日本年金機構。国民年金法第109条の4 第1項の規定により厚生労働大臣から権限を委任された日 本年金機構が行う同法第12条第4項の規定による市町村 長からの報告の受理等）	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称) (1) 市民部保険年金課 (2) 市民部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第 60条第2項第1号）	☐ 左記の範囲内のマニユ アル処理ファイルが存在す る（政令第21条第7

		項)。
	マニュアル処理ファイル ☐ (法第60条第2項第2号)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年11月11日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	住民税システムファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市民部課税課	
個人情報ファイルの利用 目的	住民税賦課、徴収及び証明に係る事務処理の基礎とするた めに利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 住所コード、5 基本コード、6 世帯 番号、7 続柄、8 生年月日、9 電話番号、10 国籍、11 公的扶 助、12 個人番号、13 課税状況、14 所得状況、15 障害、16 各 種控除、17 通知書番号、18 給特義務者、19 受給者番号	
記録範囲	武蔵村山市内に住所、事務所又は事業所を有する者	
記録情報の収集方法	(1) 個人情報に係る本人からの届出 (2) 納税義務者に対して給与を支払う者からの報告（根拠規 定：地方税法第317条の6第1項） (3) 納税義務者に対して公的年金等を支払う者からの報告（根拠 規定：地方税法第317条の6第4項） (4) 税務署からの収集（根拠規定：地方税法第325条）	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	(1) 他の地方自治体の長（公用請求による照会への回答） (2) 税務署長（公用請求による照会への回答）	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	（名 称） (1) 市民部課税課 (2) 総務部文書法制課	
	（所在地） (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル

	☒ 電算処理ファイル（法第 60条第2項第1号）	☒ 左記の範囲内のマニユアル処理ファイルが存在する（政令第21条第7項）。
	☐ マニユアル処理ファイル （法第60条第2項第2号）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年11月11日
	最終更新日	令和7年5月13日
個人情報ファイルの名称	固定資産税・都市計画税システムファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部課税課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税・都市計画税賦課、徴収及び証明に係る事務処理の基礎とするために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日、5 国籍、6 本籍、7 続柄、8 婚姻、9 印影、10 通知書番号、11 基本コード（所有者コード）、12 電話番号、13 顔写真、14 身元確認書類の記号番号等、15 職業、16 学歴、17 資格、18 加入団体、19 地目、20 地積、21 土地所有者、22 家屋番号、23 家屋種別、24 家屋所有者、25 課税額、26 個人番号	
記録範囲	武蔵村山市内に固定資産を所有する者又は所有していた者及びこれらの者の代理人	
記録情報の収集方法	(1) 個人情報に係る本人等からの届出 (2) 個人情報に係る本人等に依頼して直接収集 (3) 登記所からの通知（根拠規定：地方税法第382条） (4) 他の地方自治体等への照会（根拠規定：地方税法第20条の11）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	(1) 東京都立川都税事務所長（根拠規定：地方税法第73条の18第3項及び第73条の22） (2) 東京国税局長、税務署長、都・県税事務所長及び他の地方自治体の長（公用請求等による照会への回答）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) (1) 市民部課税課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関する	—	

る他の法令の規定による 特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第 60条第2項第1号）	☐ 左記の範囲内のマニユアル 処理ファイルが存在す る（政令第21条第7 項）。
	☐ マニユアル処理ファイル （法第60条第2項第2 号）	
記録情報に条例要配慮個 人情報が含まれていると きはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年11月11日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	軽自動車税システムファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市民部課税課	
個人情報ファイルの利用 目的	軽自動車税賦課、徴収及び証明に係る事務処理の基礎とするために利用する。	
記録項目	1 住所、2 氏名、3 生年月日、4 基本コード、5 性別、6 続柄、7 障害等、8 車種、9 車台番号、10 標識番号、11 車両番号、12 納税義務者コード、13 所有者コード、14 使用者コード、15 車名、16 型式認定番号、17 原動機型式、18 排気量、19 交付年月日、20 廃車年月日、21 定置場、22 通知書番号、23 車両情報	
記録範囲	武蔵村山市を定置場とする原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪小型自動車等を所有する者及び所有していた者（使用者、転出者及び納税管理人等含む。）	
記録情報の収集方法	(1) 個人情報に係る本人または代理人からの届出 (2) 軽自動車検査協会及び他自治体からの通知（根拠法令：地方税法第20条の11） (3) 軽自動車検査協会及び多摩自動車検査登録事務所等への照会（根拠規定：地方税法第20条の11） (4) 自動車リサイクルシステム、地方公共団体情報提供システム（J-LIS）への照会（根拠規定：地方税法第20条の11）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	他の市町村長（生活保護法第29条等による照会への回答）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(1) 市民部課税課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地)	
	(1) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）	☐ 左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第21条第7項）。
	☐ マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作 成 日	令和4年11月11日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	税務情報システムファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	(1) 市民部課税課 (2) 市民部市民課（出張所）	
個人情報ファイルの利用 目的	市税関係証明書交付事務のために利用する。	
記録項目	1 住所、2 氏名、3 生年月日、4 合計所得金額等、5 所得控除額、6 額、7 課税標準額、8 税額控除額、9 課税額、10 扶養親族、11 障害、12 納付済額、13 未納額、14 土地の所在地、15 地目、16 地積、17 評価額、18 家屋の所在地及び家屋番号、19 種類及び構造、20 床面積、21 車両番号、22 有効期限、23 納付済年月日、24 標識番号、25 車種、26 車名、27 車台番号、28 型式認定番号、29 総排気量、30 交付年月日、31 廃車年月日、32 証明書使用目的、33 法人名、34 本店等所在地、35 事業所所在地、36 事業所等名称	
記録範囲	武蔵村山市税納税義務者等	
記録情報の収集方法	同一の目的であることを理由とする他の税関係ファイルからの利用	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) (1) 市民部課税課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル

	☒ 電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）	☐ 左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第21条第7項）。
	☐ マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和7年5月13日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	定額減税補足給付金ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部課税課	
個人情報ファイルの利用目的	定額減税補足給付金を支給対象者に支給するため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日、5 電話番号、6 基本コード、7 世帯コード、8 口座情報、9 課税情報、10 支給情報	
記録範囲	武蔵村山市内に住所を有する者及び有していたもの	
記録情報の収集方法	(1) 個人情報に係る本人からの申請 (2) 住民税システムの利用 (3) 個人番号による公金受取口座の利用 (2)(3)の根拠規定：公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条（個人番号を利用した管理は、別システムで行うため、当該ファイルでは個人番号を保有していない。）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) (1) 市民部課税課 (2) 総務部文書法制課 (所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）	☒ 左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在す

		る（政令第21条第7項）。
	マニュアル処理ファイル ☐ （法第60条第2項第2号）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

（日本産業規格A列4番）

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年9月28日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	市税等収納・滞納管理ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	市民部収納課	
個人情報ファイルの利用 目的	市税、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の収納・ 滞納管理業務に利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日、5 続柄、6 婚姻、7 収入、 8 資産内容、9 口座情報、10 納税額、11 課税額、12 滞納状況	
記録範囲	武蔵村山市内に住所・課税対象資産を有する者及び有してい た者	
記録情報の収集方法	(1) 本人からの申出 (2) 実施機関内部との共同利用（課税部門（課税課、保険年金 課）と同一の目的であることによる共同利用） (3) 他の実施機関等への調査（地方税法により準用する国税 徴収法第141条による調査等）	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称) (1) 市民部収納課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第 60条第2項第1号）	☐ 左記の範囲内のマニユ アル処理ファイルが存在す る（政令第21条第7

		項)。
	マニュアル処理ファイル ☐ (法第 6 0 条第 2 項第 2 号)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格 A 列 4 番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年9月28日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	保育利用者負担金収納・滞納管理ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部収納課	
個人情報ファイルの利用目的	保育利用者負担金の収納・滞納管理業務（地方税法等による滞納整理は含まない。）に利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日、5 続柄、6 婚姻、7 収入、8 資産内容、9 納税（納付）額、10 課税（賦課）額、11 滞納状況、12 口座情報	
記録範囲	武蔵村山市内の保育園に通園している者、していた者及びそれらの保護者	
記録情報の収集方法	(1) 本人からの申出 (2) 実施機関内部との共同利用（子ども育成課と同一の目的であることによる共同利用） (3) 他の実施機関等への調査（地方税法により準用する国税徴収法第141条による調査等）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) (1) 市民部収納課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）	☐ 左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在す

		る（政令第21条第7項）。
	マニュアル処理ファイル ☐ （法第60条第2項第2号）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年10月7日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	第一老人福祉館利用者名簿ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	協働推進部協働推進課	
個人情報ファイルの利用目的	第一老人福祉館の利用者を把握し、管理するために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 緊急連絡先	
記録範囲	第一老人福祉館利用者	
記録情報の収集方法	個人情報に係る本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) (1) 協働推進部協働推進課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）	☐ 左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第21条第7項）。
	☐ マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
記録情報に条例要配慮個	—	

人情報が含まれているときはその旨	
備 考	—

(日本産業規格 A 列 4 番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年10月7日
	最終更新日	令和7年5月7日
個人情報ファイルの名称	消費生活相談情報ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	協働推進部協働推進課	
個人情報ファイルの利用 目的	消費被害情報を管理し、相談に対応するために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 年齢、3 住所、4 連絡先（電話番号）、5 性別、6 職業等、7 相談内容	
記録範囲	(1) 相談者 (2) 契約者（相談者と相談対象事案に係る契約者とが異なる場合における契約者）	
記録情報の収集方法	個人情報に係る本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	独立行政法人国民生活センター	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) (1) 協働推進部協働推進課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）	☒ 左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第21条第7項）。
	☐ マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	

	号)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格 A 列 4 番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年9月30日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	安心安全・エコ住宅等改修助成事業補助金申請者名簿ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	協働推進部産業観光課	
個人情報ファイルの利用目的	当該補助金において、重複申請がないか確認するため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 支払口座	
記録範囲	申請者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) (1) 協働推進部産業観光課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）	☐ 左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第21条第7項）。
	☐ マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

(日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年11月18日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	畜犬登録管理ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	環境部環境課	
個人情報ファイルの利用 目的	(1) 狂犬病予防法第4条の規定に基づき登録された犬及びその所有者の情報の把握 (2) 狂犬病予防法第5条の規定に基づき狂犬病の予防注射を受けた犬及びその所有者の情報の把握 (3) 狂犬病予防法第5条の規定に基づき年1回受けなければならないとされている狂犬病の予防注射の案内を行うための犬の所有者宛のハガキ送付 (4) 所在地変更があった場合の、転出先自治体への犬の登録原簿の送付	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 所有する犬の識別情報	
記録範囲	武蔵村山市内に住所を有する者で犬を所有している者	
記録情報の収集方法	個人情報に係る本人からの届出（狂犬病予防法第4条第1項）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) (1) 環境部環境課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 同上	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）	☐ 左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在す

		る（政令第21条第7項）。
	マニュアル処理ファイル ☐ （法第60条第2項第2号）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年9月30日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	指定収集袋減免申請受付ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境部ごみ対策課	
個人情報ファイルの利用目的	武蔵村山市において実施する指定収集袋減免制度に係る事務処理の基礎とするために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 公的扶助	
記録範囲	指定収集袋減免申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) (1) 環境部ごみ対策課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）	☐ 左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第21条第7項）。
	☐ マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
記録情報に条例要配慮個	—	

人情報が含まれているときはその旨	
備 考	—

(日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年9月21日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	避難行動要支援者名簿関係ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	健康福祉部 福祉総務課	
個人情報ファイルの利用 目的	避難行動要支援者の把握と支援計画策定のため	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日、5 電話番号、6 緊急連絡先、 7 公的扶助、8 健康状態、9 病歴、10 障害、11 要介護度区分	
記録範囲	武蔵村山市内に住所を有する者で以下に該当する方（施設入所中、長期入院中の者を除く。） 1 在宅で人工呼吸器を使用している方 2 (1) 身体障害者手帳をお持ちで障害等級が1級又は2級の方 (2) 身体障害者手帳をお持ちで視覚障害者の方 (3) 身体障害者手帳をお持ちで聴覚障害者の方 3 療育手帳(愛の手帳)をお持ちで障害区分が1度又は2度の方 4 精神障害者保健福祉手帳をお持ちで単身世帯の方 5 (1) 介護保険法に規定される要介護3から要介護5までの方 (2) 介護保険法に規定される要介護1及び要介護2で単身世帯の方 6 65歳以上のひとり暮らしの方で名簿登録を希望する方 7 1から6までのいずれかに準ずる方で名簿登録を希望する方	
記録情報の収集方法	(1) 住基システム、福祉総合システムからの取り込み (2) 個人情報に係る本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	災害対策基本法第49条の11第2項及び武蔵村山市地域防災計画第9章第4節3(1)ア「避難支援等関係者となる者」に基づき、避難行動要支援者の避難支援体制の整備のため、下記の支援対象者に名簿を配布する。 (1) 東京消防庁北多摩西部消防署 (2) 警視庁東大和警察署 (3) 武蔵村山市社会福祉協議会	

	(4) 民生委員	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) (1) 健康福祉部福祉総務課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第 60 条第 2 項第 1 号）	左記の範囲内のマニュアル ☐ 処理ファイルが存在する（政令第 21 条第 7 項）。
	☐ マニュアル処理ファイル（法第 60 条第 2 項第 2 号）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格 A 列 4 番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年9月21日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	健康福祉部 福祉総務課	
個人情報ファイルの利用 目的	支給対象者に申請書を送付し、給付金を支給するため	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日、5 電話番号、6 公的扶助、 7 口座情報、8 課税状況、9 家族構成	
記録範囲	武蔵村山市内に住所を有する者及び有していた者	
記録情報の収集方法	(1) 住民基本台帳の利用 (2) 個人情報に係る本人からの申請 (3) 個人番号による税情報の利用（番号による検索については別システムを使用して行うため、当該ファイルでは個人番号を保有していない。）	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称) (1) 健康福祉部福祉総務課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	■ 電算処理ファイル（法第 60条第2項第1号）	■ 左記の範囲内のマニユアル 処理ファイルが存在する（政令第21条第7 項）。

	マニュアル処理ファイル ☐ (法第60条第2項第2号)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和6年5月7日
	最終更新日	令和 年 月 日
個人情報ファイルの名称	生活困窮者自立支援相談者ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	健康福祉部福祉総務課	
個人情報ファイルの利用 目的	市民なやみごと相談係に寄せられる市民相談は、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮に関する相談に限らず、市役所のどこに相談したらよいか分からないという主旨で、電話交換や総合案内窓口より案内される。その市民の相談内容を記録し、庁内の関係する部署（生活福祉課、子ども育成課、子ども子育て支援課等）と共有することで、相談した市民自身にとって切れ目のない支援につなげるため。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 電話番号、5 メールアドレス、6 学歴、7 職歴、8 犯罪歴、9 公的扶助（障害、介護、生活保護、児童扶養手当等）、10 所得、11 滞納状況、12 相談者との関係（相談者が事案に係る本人でない場合）	
記録範囲	相談者及び相談に関係する者	
記録情報の収集方法	個人情報に係る本人及び関係者からの相談	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) (1) 健康福祉部福祉総務課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）	☐ 左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在す

		る（政令第21条第7項）。
	マニュアル処理ファイル ☐ （法第60条第2項第2号）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

（日本産業規格A列4番）

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年10月3日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	介護保険被保険者ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	健康福祉部高齢福祉課	
個人情報ファイルの利用 目的	(1) 被保険者の管理 (2) 介護保険料賦課の管理 (3) 介護保険料の徴収・滞納管理 (4) 介護保険の認定・給付に関することの管理 (5) 被保険者が介護保険施設等に入所する場合に、入所判定 等に利用するために、被保険者の家族又は介護福祉施設に 対して被保険者の情報を提供すること。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日、5 国籍、6 続柄、7 収入、 8 滞納状況、9 公的扶助、10 その他、11 被保険者番号	
記録範囲	武蔵村山市内に住所を有する者及び有していた者	
記録情報の収集方法	(1) 住民基本台帳の利用 (2) 個人情報に係る本人からの届出 (3) 作成	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称) (1) 健康福祉部高齢福祉課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市学園四丁目5番地の1 市民総合センター内 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル

	☒ 電算処理ファイル（法第 6 0 条第 2 項第 1 号）	☐ 左記の範囲内のマニユアル処理ファイルが存在する（政令第 2 1 条第 7 項）。
	☐ マニユアル処理ファイル （法第 6 0 条第 2 項第 2 号）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格 A 列 4 番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年10月3日
	最終更新日	令和6年10月21日
個人情報ファイルの名称	高齢者福祉ファイル（保健福祉総合システム）	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	健康福祉部高齢福祉課	
個人情報ファイルの利用 目的	(1) 高齢者の生活支援や安否確認等に係る施策に関する利用者情報の管理 (2) 見守り安心カードの交付を受けた高齢者等を保護し、又は搬送を受けた消防、警察、病院等の機関から見守り安心カードに基づく問合せを受けた際に、当該高齢者等の情報を提供することにより、当該機関における迅速な身元確認を可能とし、もって高齢者等の安全に資する。	
記録項目	1 氏名（高齢者等の親族等のものを含む。）、2 性別、3 住所、4 生年月日、5 国籍、6 続柄、7 収入、8 公的扶助、9 介護認定に係る情報、10 連絡先（高齢者等の親族等のものを含む。）、11 障害手帳交付情報、12 病歴、13 健康状態	
記録範囲	(1) 武蔵村山市内に住所を有する又は有していた高齢者及び障害者 (2) (1)の者の親族等	
記録情報の収集方法	(1) 住民基本台帳との連携 (2) 申請 (3) その他聞き取り等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	見守り安心カードの交付を受けた高齢者等を保護し、又は搬送を受けた消防署、警察署、病院等の機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） (1) 健康福祉部高齢福祉課 (2) 総務部文書法制課	
	（所在地） (1) 東京都武蔵村山市学園四丁目5番地の1 市民総合センター内 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）	☐ 左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第21条第7項）。
	☐ マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年9月30日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	心身障害者（児）ガソリン費等助成金助成対象者ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	健康福祉部障害福祉課	
個人情報ファイルの利用 目的	心身障害者（児）ガソリン費等助成の可否の判定、助成決定 及び助成のため	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日、5 続柄、6 電話番号、7 収入、8 個人番号、9 障害、10 金融機関口座、11 認定番号、 12 公的扶助	
記録範囲	助成金申請者及びその家族	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称) (1) 健康福祉部障害福祉課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 武蔵村山市学園四丁目 5 番地の 1 (2) 武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第 60条第2項第1号）	☐ 左記の範囲内のマニユアル 処理ファイルが存在す る（政令第21条第7 項）。
	☐ マニユアル処理ファイル （法第60条第2項第2 号）	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年9月30日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	心身障害者福祉手当助成対象者ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	健康福祉部障害福祉課	
個人情報ファイルの利用 目的	心身障害者福祉手当支給の可否の判定、支給決定及び支給 のため	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日、5 電話番号、6 個人コード、7 課税額、8 個人番号、9 公的扶助、10 金融機関口座、11 障害	
記録範囲	武蔵村山市心身障害者福祉手当受給資格等認定申請者	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称) (1) 健康福祉部障害福祉課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 武蔵村山市学園四丁目5番地の1 (2) 武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第 60条第2項第1号）	☐ 左記の範囲内のマニユアル処理ファイルが存在する（政令第21条第7項）。
	☐ マニユアル処理ファイル （法第60条第2項第2号）	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年9月30日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	身体障害者（児）手帳所持者管理ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	健康福祉部障害福祉課	
個人情報ファイルの利用 目的	(1) 身体障害者手帳の交付等申請を受け、都に進達し、及び都 から交付された身体障害者手帳を申請者に交付するため (2) 適正な就学の援助等、市長や教育委員会が行う障害者支 援業務の基礎とするため	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日、5 本籍、6 続柄、7 婚姻、 8 電話番号、9 職業、10 資格、11 収入、12 資産内容、13 納税 額、14 課税額、15 障害、16 病歴	
記録範囲	身体障害者手帳交付等申請者及びその家族	
記録情報の収集方法	本人又はその家族からの申請	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称) (1) 健康福祉部障害福祉課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 武蔵村山市学園四丁目5番地の1 (2) 武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第 60条第2項第1号）	☐ 左記の範囲内のマニユア ル処理ファイルが存在す る（政令第21条第7 項）。
	☐ マニユアル処理ファイル	

	(法第60条第2項第2号)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年9月30日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・療養介護医療費・地域生活支援事業費等給付対象者ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部障害福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	介護給付費等の支給決定及び受給者の管理を行うため	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日、5 続柄、6 電話番号、7 収入、8 資産内容、9 課税額、10 個人番号、11 受給者番号、12 職業、13 公的扶助、14 金融機関口座、15 障害、16 病歴	
記録範囲	各給付申請者及びその家族	
記録情報の収集方法	本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) (1) 健康福祉部障害福祉課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 武蔵村山市学園四丁目5番地の1 (2) 武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別		
	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）	☐ 左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第21条第7項）。
	☐ マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2	

	号)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年10月3日
	最終更新日	令和5年10月17日
個人情報ファイルの名称	生活保護システム情報ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	(1) 健康福祉部生活福祉課 (2) 健康福祉部生活福祉課（出張所）	
個人情報ファイルの利用 目的	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還または徴収金の徴収に関する事務処理の基礎とするために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 電話番号、6 本籍・国籍、7 続柄、8 親族関係、9 婚姻暦、10 家庭状況、11 居住状況、12 職業・職歴、13 学業・学歴、14 資格、15 犯罪歴、16 障害・傷病、17 資産内容、18 収入、19 課税状況、20 納税状況、21 公的扶助、22 預貯金口座、23 運転免許証番号、24 健康保険証番号、25 基礎年金番号、26 宛名番号、27 ケース番号、28 扶養義務状況、29 担当民生委員、30 個人番号	
記録範囲	生活保護被保護者（停廃止者含む）、扶養義務者	
情報の収集方法	(1) 個人情報に係る本人からの届出 (2) 他の事務からの目的外利用（生活保護法第29条） (3) 武蔵村山市教育委員会（生活保護法第29条） (4) 金融機関（生活保護法第29条） (5) 日本年金機構（生活保護法第29条） (6) 雇用主（生活保護法第28条） (7) 医療機関（本人同意） (8) 調剤薬局（本人同意） (9) 介護機関（本人同意） (10) 保険会社（生活保護法第29条）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) (1) 健康福祉部生活福祉課 (2) 健康福祉部生活福祉課（保護第二係）	

	(3) 総務部文書法制課
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1 (2) 東京都武蔵村山市緑が丘 1 4 6 0 番地 1 1 0 4 号棟 1 階 (3) 東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類
	☒ 電算処理ファイル（法第 6 0 条第 2 項第 1 号）
	☐ マニュアル処理ファイル（法第 6 0 条第 2 項第 2 号）
	基本ファイル以外のファイル
	☐ 左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第 2 1 条第 7 項）。
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

(日本産業規格 A 列 4 番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年10月3日
	最終更新日	令和5年10月17日
個人情報ファイルの名称	レセプト管理システム情報ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	健康福祉部生活福祉課	
個人情報ファイルの利用 目的	生活保護被保護者等の診療報酬明細書の点検業務等に利用 するため	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 基礎処理年月、4 性別、5 病歴、6 処置、 処方内容、7 診療点数・調剤点数、8 負担額、9 公的扶助、10 ケース番号、11 被保険者番号、12 レセプト管理番号、13 公費 負担者番号（併用）、14 公費受給者番号（付与）、15 入退院年 月日、16 個人番号	
記録範囲	生活保護被保護者	
記録情報の収集方法	(1) 医療機関（本人同意） (2) 調剤薬局（本人同意） (3) 社会保険診療報酬支払基金（本人同意）	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称) (1) 健康福祉部生活福祉課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	■ 電算処理ファイル（法第 60条第2項第1号）	■ 左記の範囲内のマニユア ル処理ファイルが存在す る（政令第21条第7

		項)。
	マニュアル処理ファイル ☐ (法第60条第2項第2号)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年10月3日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	生活保護台帳ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	(1) 健康福祉部生活福祉課 (2) 健康福祉部生活福祉課（出張所）	
個人情報ファイルの利用 目的	生活保護世帯の自立に向けた助言、指導に利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 電話番号、6 本籍・国籍、7 続柄、8 親族関係、9 婚姻暦、10 家庭状況、11 居住状況、12 職業・職歴、13 学業・学歴、14 資格、15 犯罪歴、16 障害・傷病、17 資産内容、18 収入、19 課税状況、20 納税状況、21 公的扶助、22 預貯金口座、23 運転免許証番号、24 健康保険証番号、25 基礎年金番号、26 宛名番号、27 ケース番号、28 扶養義務状況、29 担当民生委員	
記録範囲	生活保護被保護者（停廃止者含む）、扶養義務者	
記録情報の収集方法	(1) 個人情報に係る本人からの届出 (2) 他の事務からの目的外利用（生活保護法第29条） (3) 武蔵村山市教育委員会（生活保護法第29条） (4) 金融機関（生活保護法第29条） (5) 日本年金機構（生活保護法第29条） (6) 雇用主（生活保護法第28条） (7) 医療機関（本人同意） (8) 調剤薬局（本人同意） (9) 保険会社（生活保護法第29条）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) (1) 健康福祉部生活福祉課 (2) 健康福祉部生活福祉課 (3) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	

	(2) 東京都武蔵村山市緑が丘 1 4 6 0 番地 1 1 0 4 号棟 1 階 (3) 東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☐ 電算処理ファイル（法第 6 0 条第 2 項第 1 号）	☐ 左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第 2 1 条第 7 項）。
	☒ マニュアル処理ファイル（法第 6 0 条第 2 項第 2 号）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格 A 列 4 番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年9月30日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	健康管理ファイル（保健事業システム）	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	健康福祉部健康推進課（保健相談センター）	
個人情報ファイルの利用 目的	予防接種及び成人保健事業等に係る事務処理の基礎をする ため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 宛名番号（基本コー ド）、6 電話番号、7 病歴、8 健康状態、9 予防接種、10 住民健 診、11 保健指導、12 精密検査、13 個人番号	
記録範囲	予防接種対象者及びその保護者、成人保健事業対象者並びに これらであったもの	
記録情報の収集方法	(1) 本人からの届出 (2) 地方公共団体情報システム機構から収集（根拠規定：住民 基本台帳法30条の10（別表第二の四）） (3) 予防接種及び成人保健事業等、事業の実施による作成	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称) (1) 健康福祉部健康推進課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目23番地 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第 60条第2項第1号）	☐ 左記の範囲内のマニユア ル処理ファイルが存在す る（政令第21条第7

		項)。
	マニュアル処理ファイル ☐ (法第 6 0 条第 2 項第 2 号)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格 A 列 4 番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年9月30日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	特定健診等ファイル（国保連健診システム）	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	健康福祉部健康推進課（保健相談センター）	
個人情報ファイルの利用 目的	特定健康診査等に係る事務処理の基礎をするため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 宛名番号（基本コード）、6 被保険者記号・番号、7 健康状態、8 病歴、9（特定）健康診査・保健指導	
記録範囲	40歳以上の国民健康保険被保険者、後期高齢者医療保険被保険者並びにこれらであったもの	
記録情報の収集方法	(1) 地方公共団体情報システム機構から収集（根拠規定：住民基本台帳法30条の10（別表第2の5の26及び別表第2の5の27） (2) （特定）健康診査等の事業の実施による作成	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) (1) 健康福祉部健康推進課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目23番地 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）	☐ 左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第21条第7

		項)。
	マニュアル処理ファイル ☐ (法第 6 0 条第 2 項第 2 号)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格 A 列 4 番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年9月29日
	最終更新日	令和6年5月7日
個人情報ファイルの名称	新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種券ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	健康福祉部健康推進課(保健相談センター)	
個人情報ファイルの利用 目的	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種券の発行業務に 利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 宛名番号、5 ワクチン接種情報	
記録範囲	武蔵村山市内に住所を有する者及び有していた者 ※ 住民基本台帳に記録された者で、転出等の事由により住 民票が消除された者を含む。	
記録情報の収集方法	(1) 地方公共団体情報システム機構からの提供(根拠規定:住 民基本台帳法30条の10(別表第二の四)) (2) 本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称) (1) 健康福祉部健康推進課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目23番地 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル(法第 60条第2項第1号)	☐ 左記の範囲内のマニユア ル処理ファイルが存在す る(政令第21条第7 項)。
	☐ マニュアル処理ファイル	

	(法第 6 0 条第 2 項第 2 号)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格 A 列 4 番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年9月29日
	最終更新日	令和6年5月7日
個人情報ファイルの名称	新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種者の記録ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進課(保健相談センター)	
個人情報ファイルの利用目的	(1) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種情報の記録及び管理 (2) 新型コロナウイルスワクチン接種証明書の発行業務	
記録項目	1 氏名(旧姓、別姓及びローマ字を含む。)、2 性別、3 生年月日、4 国籍、5 個人番号、6 宛名番号、7 ワクチン接種状況、8 旅券番号	
記録範囲	武蔵村山市内に住所を有する者及び有していた者で新型コロナウイルスワクチンを接種した者	
記録情報の収集方法	(1) 地方公共団体情報システム機構からの提供(根拠規定:住民基本台帳法30条の10(別表第二の四)) (2) 接種実施医療機関から提供される予診票 (3) 本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) (1) 健康福祉部健康推進課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目23番地 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル

	☒ 電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）	☐ 左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第21条第7項）。
	☐ マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年9月29日
	最終更新日	令和6年5月7日
個人情報ファイルの名称	新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種の予診票ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康推進課(保健相談センター)	
個人情報ファイルの利用目的	新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の会計事務に利用する。	
記録項目	1 氏名(旧姓を含む。)、2 性別、3 生年月日、4 電話番号、5 宛名番号、6 接種情報、7 健康状態	
記録範囲	武蔵村山市内に住所を有する者及び有していた者で新型コロナウイルスワクチンを接種した者	
記録情報の収集方法	本人収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) (1) 健康福祉部健康推進課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目23番地 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル(法第60条第2項第1号)	☐ 左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する(政令第21条第7項)。
	☐ マニュアル処理ファイル(法第60条第2項第2号)	

	号)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格 A 列 4 番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年9月30日
	最終更新日	令和6年5月7日
個人情報ファイルの名称	各種手当等支給情報ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	子ども家庭部子ども育成課	
個人情報ファイルの利用 目的	下記手当等を支給するために利用する。 (1) 児童手当 (2) 児童育成手当 (3) 児童扶養手当 (4) 特別児童扶養手当 (5) ひとり親家庭医療費助成 (6) 子どもの医療費助成 (7) 母子家庭自立支援教育訓練給付金 (8) 母子家庭高等技能訓練促進費等 (9) 各種給付金	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日、5 国籍、6 本籍、7 続柄、 8 婚姻、9 電話番号、10 印影、11 生計関係、12 監護の有無、 13 整理番号、14 認定番号、15 扶養人数、16 職業、17 収入、 18 課税額、19 公的扶助、20 控除額、21 金融機関口座、22 障 害、23 個人番号、24 年金加入状況、25 年金記号番号、26 手 帳番号、27 手当支給要件・事由	
記録範囲	(1) 住民基本台帳に登録されている者 (2) 住民基本台帳に登録されていない者で各種手当等を支給 するために必要な者（住登外登録者）	
記録情報の収集方法	(1) 住民基本台帳の利用 (2) 本人からの申請による。	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称)	
	(1) 子ども家庭部子ども育成課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地)	

	(1) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）	☒ 左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第21条第7項）。
	☐ マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年9月30日
	最終更新日	令和6年5月7日
個人情報ファイルの名称	各種補助金等支給情報ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども家庭部子ども育成課	
個人情報ファイルの利用目的	【補助金等】 下記補助金等を支給するために利用する。 (1) 私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金 (2) 施設等利用費交付金 (3) 補足給付事業補助金 (4) 保育所等利用者負担金 (5) 保育所運営費 (6) 延長保育事業費補助金 (7) 一時預かり事業費補助金 (8) 認証保育所運営費補助金 (9) 施設型給付費 (10) 認可外保育施設利用支援事業補助金 (11) 保育所等利用者の副食費免除 (12) 施設等利用費 (13) 保育力強化事業補助金 (14) 管外保育所利用者負担金軽減補助金 (15) ベビーシッター利用支援事業負担金 (16) 保育従事職員宿舍借上支援事業補助金 (17) 保育従事職員資格取得支援事業補助金 (18) 保育士等キャリアアップ補助金 (19) 保育力強化事業補助金 (20) 多様な集団活動事業利用支援補助金 (21) 保育サービス推進事業補助金 (22) 多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金 (23) 民間保育所等運営費補助金 【認定・運営に係る事務】 下記の事務に利用する。 (1) 施設等利用給付認定事務 (2) 保育所等利用事務 (3) 保育所運営委託事務 (4) 特定教育・保育施設の確認等に関する事務 (5) 武蔵村山市子ども・子育て会議の運営に係る事務 (6) 武蔵村山市保育所等巡回指導・相談員の委嘱等に関する事務 (7) 施設等利用給付認定事務 (8) 施設等利用費交付事務 (9) 幼稚園型一時預かり事業事務 【その他】 子ども育成課以外が行う下記の事務に利用する。 (1) 市民部収納課へ賦課情報を提供（保育利用者負担金現年度分に係る賦課徴収業務） (2) 子ども家庭部子ども子育て支援課へ入所児童情報を提供（乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認業務）	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日、5 続柄、6 電話番号、7	

	印影、8 家族構成、9 婚姻、10 戸籍、11 国籍、12 本籍、13 公的扶助、14 利用者負担金、15 収入、16 課税、17 扶助額、18 病歴、19 障害	
記録範囲	(1) 住民基本台帳に登録されている者 (2) 住民基本台帳に登録されていない者(転入予定者)で保育所入所申込みが必要な者(住登外登録者)	
記録情報の収集方法	(1) 住民基本台帳 (2) 課税台帳(個人番号による検索) (3) 本人からの申請(代理申請を含む。)による。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) (1) 子ども家庭部子ども育成課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1 (2) 武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	■ 電算処理ファイル(法第 60 条第 2 項第 1 号)	■ 左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する(政令第 21 条第 7 項)。
	□ マニュアル処理ファイル(法第 60 条第 2 項第 2 号)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格 A 列 4 番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年9月30日
	最終更新日	令和7年6月23日
個人情報ファイルの名称	学童クラブ児童台帳ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども家庭部子ども育成課（児童館）	
個人情報ファイルの利用目的	学童クラブに入所及び学童クラブから退所する児童の管理、育成料の滞納整理事務、その他学童クラブ運営上で必要な事務処理の基礎とするために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日、5 在籍小学校・学年、6 就労状況、7 育成料収納状況、8 電話番号、9 世帯情報、10 障害、11 健康状態、12 在籍先	
記録範囲	武蔵村山市立学童クラブに入所申請を行った者 ※入所申請後、申請の取下げを行った者を含む。	
記録情報の収集方法	個人情報に係る本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) (1) 子ども家庭部子ども育成課（児童館） (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市中央二丁目117番地の1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）	☒ 左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第21条第7項）。
	☐ マニュアル処理ファイル	

	(法第60条第2項第2号)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年9月30日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	母子保健業務ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども家庭部子ども子育て支援課	
個人情報ファイルの利用目的	(1) 妊産婦及び乳幼児等の健康状態把握 (2) 妊娠、出産、子育てに関する相談対応、情報提供、助言、保健指導 (3) 要支援者に対する支援プランの策定 (4) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日、5 国籍、6 続柄、7 家族構成、8 婚姻、9 電話番号、10 職業、11 健康状態、12 病歴、13 障害、14 妊娠出産、16 相談・指導等記録、17 公的サービス給付	
記録範囲	(1) 武蔵村山市内に住所を有する者及び有していた者 (2) 武蔵村山市内に居住する者及び居住していた者	
記録情報の収集方法	個人情報に係る本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) (1) 子ども家庭部子ども子育て支援課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市学園四丁目5番地の1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	■ 電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）	■ 左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在す

		る（政令第21条第7項）。
	マニュアル処理ファイル ☐ （法第60条第2項第2号）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年9月30日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	子ども家庭支援業務ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	子ども家庭部子ども子育て支援課	
個人情報ファイルの利用 目的	(1) 児童及びその家庭等に係る相談内容の把握、確認等 (2) 要保護児童等に係る支援内容の把握、確認等 (3) 子ども子育て支援事業に係る審査、決定等 (4) 福祉、教育、保健医療等の関係機関との連絡調整	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日、5 国籍、6 本籍、7 続柄、8 家族構成、9 婚姻、10 電話番号、11 職業、12 収入、13 課税額、14 公的扶助、15 健康状態、16 病歴、17 障害、18 相談・指導等記録	
記録範囲	(1) 武蔵村山市内に住所を有する者及び有していた者 (2) 武蔵村山市内に居住する者及び居住していた者	
記録情報の収集方法	(1) 個人情報に係る本人からの届出 (2) 職権に基づく調査等による情報収集（根拠規定：児童福祉法第10条第1項関係） (3) 通告による情報把握（根拠規定：児童福祉法第25条第1項関係） (4) 関係機関間の情報共有（根拠規定：児童福祉法第25条の2第2項関係）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会所属の関係機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） (1) 子ども家庭部子ども子育て支援課 (2) 総務部文書法制課	
	（所在地） (1) 東京都武蔵村山市学園四丁目5番地の1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関す	—	

他の法令の規定による 特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第 60条第2項第1号）	☒ 左記の範囲内のマニュアル 処理ファイルが存在す る（政令第21条第7 項）。
	☐ マニュアル処理ファイル （法第60条第2項第2 号）	
記録情報に条例要配慮個 人情報が含まれていると きはその旨	—	
備 考	—	

（日本産業規格A列4番）

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年9月29日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	乗合タクシー「むらタク」利用者登録名簿ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	都市整備部交通企画・モノレール推進課	
個人情報ファイルの利用目的	乗合タクシー運行事業利用者の資格認定に利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日、5 電話番号、6 障害、7 要介護（要支援）認定状況	
記録範囲	乗合タクシー利用登録申請を行った市民	
記録情報の収集方法	個人情報に係る本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) (1) 都市整備部交通企画・モノレール推進課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）	☒ 左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第21条第7項）。
	☐ マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

(日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年10月3日
	最終更新日	令和 年 月 日
個人情報ファイルの名称	苦情・要望受付簿ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	都市整備部道路下水道課	
個人情報ファイルの利用 目的	道路及び河川等に対する住民からの苦情・要望を処理し、及 び経過を管理するため	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 電話番号、5 メールアドレス、主張	
記録範囲	苦情・要望者及び関係者	
記録情報の収集方法	(1) 個人情報に係る本人からの申出 (2) 苦情・要望者からの申出	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称) (1) 都市整備部道路下水道課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第 60条第2項第1号）	☒ 左記の範囲内のマニユアル 処理ファイルが存在す る（政令第21条第7 項）。
	☐ マニユアル処理ファイル （法第60条第2項第2 号）	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	担当：維持補修係

(日本産業規格 A 列 4 番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年10月3日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	道路占用許可申請ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	都市整備部道路下水道課	
個人情報ファイルの利用 目的	道路占用に係る許可・不許可の決定及び管理のため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号	
記録範囲	道路占用許可申請を行った者及びその関係者	
記録情報の収集方法	個人情報に係る本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称) (1) 都市整備部道路下水道課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第 60条第2項第1号）	☒ 左記の範囲内のマニユ アル処理ファイルが存在す る（政令第21条第7 項）。
	☐ マニユアル処理ファイル （法第60条第2項第2 号）	
記録情報に条例要配慮個	—	

人情報が含まれているときはその旨	
備 考	担当：維持補修係

(日本産業規格 A 列 4 番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年10月3日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	自費工事願ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	都市整備部道路下水道課	
個人情報ファイルの利用 目的	自費工事願（道路管理者以外の者が、道路管理者の承認を得 て自費で行う工事）に係る許可・不許可の決定及び管理のため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号	
記録範囲	申請者及びその関係者	
記録情報の収集方法	個人情報に係る本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称) (1) 都市整備部道路下水道課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第 60条第2項第1号）	☒ 左記の範囲内のマニユ アル処理ファイルが存在す る（政令第21条第7 項）。
	☐ マニユアル処理ファイル （法第60条第2項第2 号）	
記録情報に条例要配慮個	—	

人情報が含まれているときはその旨	
備 考	担当：維持補修係

(日本産業規格 A 列 4 番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年9月20日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	排水設備確認申請台帳ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	都市整備部道路下水道課	
個人情報ファイルの利用 目的	排水設備の新設等を行おうとする者が、武蔵村山市下水道 条例第4条の規定により行う計画の申請を受け、それが法令 に適合するものであるか確認するため	
記録項目	1 氏名、2 連絡先	
記録範囲	物件購入者（武蔵村山市内に住所を有する者）及び物件販売元	
記録情報の収集方法	(1) 個人情報に係る本人からの届出 (2) 物件販売元からの届出	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称) (1) 都市整備部道路下水道課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☐ 電算処理ファイル（法第 60条第2項第1号）	☐ 左記の範囲内のマニユ アル処理ファイルが存在す る（政令第21条第7 項）。
	☒ マニユアル処理ファイル （法第60条第2項第2 号）	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	担当：工事係

(日本産業規格 A 列 4 番)

個人情報ファイル簿

	作 成 日	令和4年10月3日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	下水道事業受益者申告書ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	都市整備部道路下水道課	
個人情報ファイルの利用 目的	公共下水道に係る都市計画下水道事業に要する費用の一部に 充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条 の規定に基づく受益者負担金の徴収、減免、徴収猶予等の管理の ため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 資産内容、4 納入・滞納状況、5 負担金の 額、6 減免・猶予の状況、7 金融機関口座、8 公的扶助	
記録範囲	受益者負担が必要な土地の所有権、地上権又は質権等を有す る者	
記録情報の収集方法	(1) 個人情報に係る本人及び家族等からの届出 (2) 作成	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称) (1) 都市整備部道路下水道課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☐ 電算処理ファイル（法第 60条第2項第1号）	☐ 左記の範囲内のマニユア ル処理ファイルが存在す る（政令第21条第7 項）。

	マニュアル処理ファイル ■（法第60条第2項第2号）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

（日本産業規格A列4番）

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年10月3日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	水道料金ネットワークシステムファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	都市整備部道路下水道課	
個人情報ファイルの利用 目的	下水道使用料の徴収管理に利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 連絡先、4 下水道使用料、5 納付状況、6 メ ーター番号、7 使用汚水量	
記録範囲	武蔵村山市内で下水道を使用している者	
記録情報の収集方法	本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれ るときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称) (1) 都市整備部道路下水道課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第 60条第2項第1号）	☐ 左記の範囲内のマニユ アル処理ファイルが存在す る（政令第21条第7 項）。
	☐ マニュアル処理ファイル （法第60条第2項第2 号）	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

(日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年9月27日
	最終更新日	年 月 日
個人情報ファイルの名称	債権・債務者管理ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	会計課	
個人情報ファイルの利用 目的	(1) 請求金額を振り込むために利用する。 (2) 公金を適正に支出するための審査事務に利用する。 (3) 市が請求する金額を振り込んでもらうため及び振り込んだ債務者を管理するために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 印影、5 相手方コード、6 債権・債務内容、7 金融機関口座	
記録範囲	武蔵村山市に対し継続的に債権者及び債務者となりうると予想される者	
記録情報の収集方法	本人からの申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) (1) 会計課 (2) 総務部文書法制課	
	(所在地) (1) 武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）	☒ 左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第21条第7項）。
	☐ マニュアル処理ファイル	

	(法第60条第2項第2号)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格A列4番)

個人情報ファイル簿

	作成日	令和4年9月29日
	最終更新日	令和 年 月 日
個人情報ファイルの名称	公共施設予約システム登録者ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	(1) 教育部文化振興課 (2) 市民部市民課（緑が丘出張所） (3) 協働推進部協働推進課 (4) 健康福祉部障害福祉課（市民総合センター） (5) 教育部教育総務課 (6) 教育部スポーツ振興課	
個人情報ファイルの利用目的	公共施設予約システムの登録者の管理、公共施設予約システム利用に伴う事務処理のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 年齢、5 加入団体、6 活動内容	
記録範囲	武蔵村山市公共施設予約システム利用者登録申請をした者	
記録情報の収集方法	個人情報に係る本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) (1) 教育部文化振興課 (2) 市民部市民課（緑が丘出張所） (3) 協働推進部協働推進課 (4) 健康福祉部障害福祉課（市民総合センター） (5) 教育部教育総務課 (6) 教育部スポーツ振興課	
	(所在地) (1) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (2) 東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1104号棟1階 (3) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (4) 東京都武蔵村山市学園四丁目5番地の1 (5) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 (6) 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	

個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☒ 電算処理ファイル（法第60条第2項第1号）	☒ 左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第21条第7項）。
	☐ マニュアル処理ファイル（法第60条第2項第2号）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

(日本産業規格A列4番)